

大阪府障がい者雇用貢献企業（大阪府ハートフル企業）顕彰実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、障がい者の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主（以下「企業」という。）に対する顕彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

（区分）

第2条 この顕彰には、次の表彰区分を設けるものとする。

一 ハートフル企業大賞

障がい者の雇用の促進に貢献し、功績が顕著である府内の企業を表彰する。

二 ハートフル企業チャレンジ応援賞

障がい者雇用の促進に関し先進的又は独自性に優れた取組みを行っている企業を表彰する。

三 ハートフル企業教育貢献賞

障がいがある生徒の職場実習の受入れや雇用等、支援学校等に対して職業教育に関する貢献が著しい府内の企業を表彰する。

（表彰の選考）

第3条 知事は、顕彰に応募した企業の中から、大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会障がい者雇用貢献企業顕彰審査部会の意見を踏まえ、その功績が特に顕著であると認められる企業を、前条の区分ごとに選定する。

2 前項の選定の対象となる企業は、次のいずれにも該当する企業とする。

一 当該年度及び昨年度において、労働関係法令、障害者福祉関係法令に違反がないこと。

二 その他法令上、又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される状況にないこと。

（表彰予定企業の数）

第4条 「ハートフル企業大賞」として表彰する企業数は原則として1者、「ハートフル企業チャレンジ応援賞」として表彰する企業数は原則として2者以下、「ハートフル企業教育貢献賞」として表彰する企業数は、原則として2者以下とする。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、原則として、毎年12月に行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(被表彰企業の府民への周知)

第7条 被表彰企業については、広く府民に紹介し、周知に努めるものとする。

(表彰の取消し)

第8条 知事は、表彰する企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な手段により選定された場合。
- 二 労働関係法令、障害者福祉関係法令に関し重大な違反があったとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者及び反社会的勢力と関係を有している場合。
- 四 その他法令上または社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

2 知事は、前項に基づき取り消しを行った場合、当該企業に通知する。

(細則)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年8月6日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年5月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年7月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年6月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月26日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年6月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 22 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。